

お金と支援と悩みごと

各種給付金

西尾市では、子育てや生活を安心して送ることができるように、さまざまな給付金制度を設けています。対象になる方は制度を利用しましょう。

● 出産・子育て応援給付金 ●

① 西尾プレママ祝い金(妊婦1人あたり5万円)

対象者…………… 令和4年4月1日以降に妊娠届を出した方または出産した方

申請方法…………… 妊娠届出時に面談後、申請書を提出

② 子育て応援給付金

・西尾すこやか祝い金(第1子5万円、第2子8万円、第3子10万円)

対象者…………… 令和5年4月1日以降に出生した子を養育する方

申請方法…………… こんにちは赤ちゃん訪問時に面談のうえ申請書を提出

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生した子を養育する方は、「西尾特別すこやか祝い金」として、出生順関係なく一律5万円を支給します。

問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

● 出産育児一時金(国民健康保険) ※主に自営業の方 ●

対象者…………… 被保険者で出産した方

申請に必要なもの ①申請書 ②保険証 ③病院の領収書の写し ④預金通帳

出産育児一時金直接支払制度

出産育児一時金を、市が直接病院などに支払う制度です。希望者は、病院などで手続きをしてください。

問い合わせ先 保険年金課国民健康保険担当 TEL 65-2103

● 児童手当 ●

対象者…………… 中学校修了前の児童を養育している方

支給内容月額…………… 0歳～3歳未満(一律) 15,000円

3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円

3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円

中学生(一律) 10,000円

特例給付 5,000円

※対象者の所得が一定額以上の場合は支給されません。

申請に必要なもの ①請求者名義の通帳 ②請求者の保険証のコピー

③請求者及び配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

● 産前産後期間の国民年金保険料免除制度 ●

申請により、産前産後期間の年金保険料は納付済として扱われます。保険料を納付された方も免除中の方も申請いただいたほうが有利になります。

対象者…………… 平成31年2月1日以降に出生された国民年金第1号被保険者

申請に必要なもの ①年金手帳 ②母子健康手帳

問い合わせ先 保険年金課国民年金担当 TEL 65-2104

●子ども医療●

対象者…………… ①中学校3年生の年度末までの子ども(通院・入院)
②高校生世代の方(入院のみ)

申請に必要なもの 保険証(お子さんの名前が記載されたもの)
入院医療費の領収書(②の方のみ)
預金通帳(②の方のみ)
高額療養費等の支給対象となった場合は加入している健康保険組合が発行する
保険給付金支給証明書(②の方のみ)
※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。

問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

●養育医療●

対象者…………… 身体の発達が未熟のまま出生した乳児(未熟児)で、指定医療機関の医師が入院養育を
必要と認めた者

申請に必要なもの ①保険証(お子さんの名前が記載されたもの、手続き中の場合は後日可)
②養育医療意見書 ③所得税などの証明書類(転入者のみ)

問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

●自立支援医療(育成医療)●

対象者…………… ・次の障害を有する児童
肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、
腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる
免疫機能障害を有する児童(障害の程度は身体障害者福祉法第4条別表による)
・満18歳未満の児童

問い合わせ先 福祉課障害者福祉担当 TEL 65-2113

●小児慢性特定疾病●

対象者…………… ・次の疾病の医療を受けている児童
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、
先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
・満18歳未満の児童

特定医療費:厚生労働大臣が指定した疾病(指定難病)が助成対象

問い合わせ先 西尾保健所総務企画課 TEL 56-5241



母子・父子家庭自立支援

母子(制度によっては父子)家庭や、父母不在の場合は養育者を応援するための支援制度があります。

● 児童扶養手当 **問い合わせ先** 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

※児童扶養手当は制度が複雑なため、必ず申請者ご本人(児童の父親または母親、父母ともいない場合は、祖父母兄弟姉妹などの養育者になる方)に窓口にお越しただいて事前確認を行い、制度を説明した後、申請手続きとなります。

対象者…………… 離婚などの理由により両親のいない家庭や母(父)子家庭、または父親あるいは母親が障害者(身体障害1、2級程度の障害)の家庭で、18歳以下(18歳到達年度末まで)及び20歳未満で一定の障害を有する児童を養育している方(所得制限あり)

申請に必要なもの ①戸籍謄本 ②健康保険証と年金手帳 ③請求者の預金通帳 ④請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード ⑤アパート等の契約書

● 遺児手当 **問い合わせ先** 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

対象者…………… 離婚などの理由により両親のいない家庭や母(父)子家庭、または父親あるいは母親が障害者(身体障害1、2級程度の障害)の家庭で、18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方(所得制限あり)

申請に必要なもの ①戸籍謄本 ②健康保険証と年金手帳 ③請求者の預金通帳 ④請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード ⑤所得証明(1月2日以降の転入者)

● ひとり親家庭等日常生活支援 **問い合わせ先** 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容…………… 日常生活に支障が生じている場合、一時的に、部屋の掃除や食事の準備、買物などの生活援助を行います。

対象者…………… 西尾市内に住む母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦で、日常生活を営むのに支障が生じており、一時的に生活援助を必要とされる方

利用方法…………… 家庭生活支援派遣対象家庭として登録し、家庭生活支援員派遣申請書を提出(緊急時を除く)

● 自立支援教育訓練給付金 **問い合わせ先** 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容…………… 母子父子家庭の方が就職に役立つ技能や資格習得のための各講座(対象講座あり)を受講した場合に支給します。

対象者…………… 市内在住の方で次の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当受給者、または、同様の所得水準であること
- ②当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であること

● 高等職業訓練促進給付金 **問い合わせ先** 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容…………… 母子父子家庭の方が就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を支援するために養成機関で修業した場合、一定期間について支給します。

対象者…………… 市内在住の方で次の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当受給者、または、同様の所得水準であること
- ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

対象となる資格 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

● 母子父子寡婦福祉資金の貸付 **問い合わせ先** 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容…………… 子が高校や大学等に就学するため必要な資金などの貸し付けが受けられます。

対象者…………… ①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方 ②父母のない20歳未満の児童
③子が20歳以上になったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない
40歳以上の配偶者のいない方 ④上記①③が扶養している児童又は子

● 養育費に関する公正証書等作成促進給付金 **問い合わせ先** 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容…………… 母子父子家庭が養育費の取り決めにかかる公正証書等作成の本人負担費用等を補助します。

対象者…………… 本市に居住するひとり親で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ①公正証書等による養育費に関する取り決めをしている者(公正証書作成が婚姻中でも、申請時がひとり親なら可)
- ②現に養育費に係る児童(20歳未満)を扶養している者

● 母子家庭等医療 **問い合わせ先** 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

支援内容…………… 母子家庭の母と児童・父子家庭の父と児童・父母のいない児童(18歳以下)

申請に必要なもの ①保険証 ②母子(父子)家庭が確認できるもの

③受給者と子のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※医療機関(愛知県内のみ有効)にかかる時は、保険証と母子家庭等医療費受給者証を医療機関窓口にて提示してください。
※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。

障害者等支援

心や体にハンディを持っている子どもの支援や給付を行う制度です。

● 障害児通所支援事業 **問い合わせ先** 福祉課自立支援担当 TEL 65-2115

- 放課後等デイサービス……………授業の終了後または休業日に支援が必要な障害児に対して療育を行います。
- 児童発達支援……………就学前の支援が必要な障害児に対して療育を行います。
- 医療型児童発達支援……………肢体不自由がある就学前の必要な障害児に対して機能訓練を行います。
- 保育所等訪問支援……………障害児の通う保育所等を訪問して集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
- 居宅訪問型児童発達支援……………未就学の障害児(外出が困難な重度の障害のある児童)に居宅を訪問して基本的な動作の指導・知識技能の付与などの支援を行います。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

● 自立支援給付

介護給付……………居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等、生活上必要な介護を行います。

補装具費の支給……………身体障害児に、身体の障害を補うための用具にかかる費用の一部を支給します。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

問い合わせ先 福祉課自立支援担当 TEL 65-2115

● 小児慢性特定疾病児支援

障害児に自力での日常生活を送るための用具を購入する際の費用の一部を支給します。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

問い合わせ先 福祉課障害者福祉担当 TEL 65-2113

● 障害者医療 **問い合わせ先** 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

- 対象者**……………
- ・身体障害者手帳の1～3級の方
 - ・身体障害者手帳の4級の方で障害名が腎臓機能障害とされている方
 - ・身体障害者手帳の4～6級の方で障害名が進行性筋萎縮症とされている方
 - ・療育手帳のAまたはB判定の方
 - ・医師により自閉症状群と診断された方

申請に必要な書類 ①保険証 ②身体障害者手帳 ③療育手帳 ④診断書(自閉症状群と診断された方のみ)

※医療機関(愛知県内のみ有効)にかかる時は、保険証と障害者医療費受給者証を医療機関窓口に表示してください。

※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。

● その他の給付金 **問い合わせ先** 福祉課障害者福祉担当 TEL 65-2113

- ・障害児福祉手当(国)……………身体・知的または精神に重度の障害があり、日常生活において常時、介護を必要とする20歳未満の方(所得制限あり)
- ・愛知県在宅重度障害者手当……………在宅の重度障害者に手当てを支給します(所得制限あり)。
- ・西尾市障害者扶助料……………市内に住所を有する障害者の方に扶助料を支給します(所得制限あり)。
- ・心身障害者扶養共済制度……………障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

● 児童福祉施設

施設名	種別	対象者	問い合わせ先
白ばら園 (室町中屋敷95)	児童発達支援センター	障害のある児童でおおむね3歳から5歳までの障害児施設受給者証の交付を受けた幼児	TEL 52-1653

● 歯科診療所

施設名	対象者	診療日時	予約受付	問い合わせ先
西尾市障害者歯科診療所 (熊味町小松島12/ 西尾市保健センター西隣)	一般の歯科診療所では治療の難しい障害者、障害児	木曜日(祝日・年末年始は除く) 13:30～16:30(予約制)	月～金曜日 13:30～16:30	TEL 54-4182 <small>よいはに</small>

企業等で働いている(働いていた)お父さん・お母さんへ

詳しくは、勤務先の担当者にお聞きください。

● 出産手当金 ●

出産の日以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産日翌日以降56日までの間で、会社を休み給与の支払いがなかった期間について支給されます(出産前に請求書用紙をもらい、病院などで証明を受け、勤務先に提出)。

対象者は、主に勤務先の健康保険に加入している人です。

詳しくは勤務先にご相談ください。

● 所得税の還付金 ●

退職した時は、会社から源泉徴収票をもらい、税務署で確定申告をしましょう。還付金を受け取れることがあります。

● 失業給付金 ●

妊娠、出産のため退職し、育児が一段落したら仕事を始める場合に支給されます。

退職後すぐに、失業給付受給期間延長の手続きをしましょう。

● 出産育児一時金(健康保険) ※主に会社員等の方 ●

健康保険などの被保険者(被扶養者)が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。

被扶養者は被保険者の勤務先に、働いている母親(被保険者)は本人の勤務先に、1年以上働いて退職6か月以内に
出産した母親は退職した勤務先へご相談ください。

● 産前産後休業 ●

対象者:産前産後の女性労働者

産前休業期間:産前の6週間(出産当日含む)は、事業主に請求すれば、休業することができます。

産後休業期間:出産(注1)の翌日から数えて8週間、事業主は、その者を就業させてはけないと決められています。

ただし、産後6週間を経過した後、医師が認めた業務は、本人の請求により就業できます。

賃金の支払い:休業中の賃金の支払いに関しては、会社によって異なります。

(注1) 出産とは妊娠4か月以上経過した場合の分娩のことで、4か月経過後の死産・流産を含みます。

※産休は就業規則に記述されていなくても取得できます。

● 育児休業 ●

対象者:原則として1歳未満(公務員は3歳未満)の子どもを育てている男女の労働者。

休業期間:原則として子ども1人につき2回、1歳の誕生日の前日までの間で希望する期間

(保育園に入園できないなど一定の要件に該当する場合は、1歳6か月又は2歳まで休業することができます)

賃金の支払い:休業中の賃金の支払いは、会社によって異なります。また、要件に該当する場合は「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

● 産後パパ育休(出生時育児休業) ●

対象者:原則として出生後8週間以内の子どもを育てている男女の労働者。

休業期間:原則として子どもの出生後8週間以内の期間内で4週間(28日)以内、分割2回までを限度として希望する期間

賃金の支払い:休業中の賃金の支払いは、会社によって異なります。また、要件に該当する場合は「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

小学生になったら

●児童クラブ●

目的: 就労などにより保護者が昼間不在となる家庭の児童を対象に、適切な遊びや生活の場所を提供し、健全な育成を図ります。

対象者: 市内在住の小学校1年生から小学校6年生までの児童

保育時間: 学校がある日 ……………授業終了後～18:00

土曜日 ……………8:00～18:00

代休日・春・夏・冬休み…8:00～18:00

※希望者のみ早朝保育(7:30から)、延長保育(18:30まで)があります。

休日: 日曜日、祝日、年末年始

※土曜日は一部の児童クラブを休日としています。詳細はお問い合わせください。

保育料(月額): 通年入会=通常 5,000円、7月 8,000円、8月 9,500円

短期入会=春休み 4,750円、夏休み 14,500円、冬休み 2,850円

早朝保育料 500円、延長保育料 500円、別途おやつ代が必要です。

※同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合、2人目以降は半額(早朝・延長保育料、おやつ代は除く)

●児童クラブ一覧●

小学校区	児童クラブ名	場所	TEL
西尾小学校	西小児童クラブ	西尾小学校内	57-4545
	中央児童クラブ	中央児童館内	57-5721
花ノ木小学校	花ノ木児童クラブ	花ノ木小学校内	57-1651
八ツ面小学校	八ツ面児童クラブ	八ツ面小学校内	54-1202
鶴城小学校	鶴城児童クラブ	鶴城小学校内	57-5699
西野町小学校	くすの木児童クラブ	西野町小学校内	57-2273
米津小学校	米津児童クラブ	米津小学校内	57-7740
中畑小学校	中畑児童クラブ	中畑小学校隣	59-2554
平坂小学校	平坂児童クラブ	平坂小学校内	59-8915
矢田小学校	あすなる児童クラブ	矢田小学校内	59-2226
寺津小学校	しおかぜ児童クラブ	寺津小学校内	58-1380
福地南部小学校	福地南部児童クラブ	福地南部小学校内	56-2690
福地北部小学校	ホクホク児童クラブ	福地北部小学校内	57-3171
室場小学校	室場児童クラブ	室場小学校内	52-1141
三和小学校	みつわ児童クラブ	三和小学校内	52-0085
一色中部小学校	一色中部児童クラブ	一色中部小学校内	72-3337
一色東部小学校	一色東部児童クラブ	一色東部小学校内	72-3225
一色西部小学校	一色西部児童クラブ	一色西部小学校内	72-7078
一色南部小学校	一色南部児童クラブ	一色南部小学校内	72-1952
横須賀小学校	よこすか児童クラブ	横須賀小学校内	35-2577
津平小学校	つひら児童クラブ	津平老人憩の家内	35-3770
荻原小学校	おぎわら児童クラブ	荻原小学校内	32-4667
吉田小学校	きらっこクラブ	西尾市吉良保健センター内	32-1191
白浜小学校	しらはま児童クラブ	白浜小学校内	32-4050
幡豆小学校	はづっ子クラブ	幡豆小学校内	62-6766
東幡豆小学校	はづっ子クラブ東	東幡豆小学校内	62-7033

問い合わせ先 子育て支援課こども福祉担当 TEL 65-2108 (祝日を除く月～金曜日 8:30～17:15)

◎民間児童クラブ

・せんねん村キッズクラブ

対象: 花ノ木・矢田小学校区 **場所:** 矢曾根町

問い合わせ先 TEL 53-5553

・Finder House(ファインダーハウス)

対象: 特になし **場所:** 米津町

問い合わせ先 TEL 090-6356-2306



心配ごと相談窓口

<ひとりで悩まないで相談>

「困っているけどどうしたらいいのか分からない」「育児に疲れてしまった」と感じたらご連絡ください。

育児のアドバイスや支援の相談で、あなたの育児を支えます。気軽にご相談ください。

●市役所●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
育児・虐待相談	子どものことばや人との関わり、運動などの発達についての心配や育児全般の困り事、子育てに必要な情報の提供など(市職員)※電話相談可	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 56-3113
児童相談	児童の生活、しつけ、非行、学校生活の悩み(家庭児童相談員) ※電話相談可 ※面接相談は予約優先	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 56-0324
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の困り事全般(母子父子自立支援員)※電話相談可 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け受付	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 65-2179

●総合福祉センター 所在地:西尾市花ノ木町2丁目1番地●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
身体障害者相談	身体障害者と家族の困り事(市委託相談員)	毎月第1・第4月曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～12:00	4階 相談室	福祉課障害者福祉担当 TEL 65-2113

●子育て支援センターやつおもて(ハツ面保育園内)●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
育児相談	小学校入学前までのお子さんの育児・生活習慣・心配ごとなど	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	子育て支援センター やつおもて	子育て支援センター やつおもて TEL 57-2602

※やつおもて以外の子育て支援センター、広場でも育児相談を行っています。

詳しくはP19～22をご覧ください。

●教育支援センター(適応指導教室)●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
児童・生徒心配ごと相談	小・中学生の不登校などの相談 ※面接相談可	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00 (一色は15:00まで)	中央ふれあいセンター 一色町公民館	教育支援センター(適応指導教室) TEL 57-0555 TEL 73-4572

「こんにちは!民生委員・児童委員です。」

子育ての悩みや児童の生活・学校生活での困り事などは、各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員も相談に応じています。各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が知りたい方は福祉課保護担当(TEL 65-2116)または、家庭児童支援課(TEL 65-2179)にご連絡ください。



●子育て世代包括支援センター

保健師等が、子育て支援センターや、地域の関係機関と連携しながら、安心して出産・育児ができるようサポートし、健全な親育ち、子育てを切れ目なく支援します。

相談	主な相談内容	日時	問い合わせ先
妊婦相談 育児相談	妊娠期から出産、子育て期までの さまざまな悩みや相談	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00	西尾市保健センター TEL 57-0661

相談・内容	時期	日時	問い合わせ先
伴走型 相談支援	①母子健康手帳交付(全員) ②妊娠8か月頃(希望者と必要な人のみ) ③こんにちは赤ちゃん訪問(全員)	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00 ※①は午前中のみ	西尾市保健センター TEL 57-0661

●保健センター

相談	主な相談内容(相談員)	会場	日時	問い合わせ先
おめでとう相談	母乳・育児相談、測定など(助産師・保健師) ※要予約	西尾市保健センター 吉良保健センター	広報にしお 参照	西尾市保健センター TEL 57-0661
助産師相談	出産や授乳、育児の相談など (助産師)※要予約			
育児相談	しつけ・食事・歯など育児について の相談(栄養士・歯科衛生士・保健師) ※要予約			
母親の こころの相談	母親自身の不安・悩みの相談 (精神保健福祉士等)※要予約	西尾市保健センター (月3回)	火曜日 10:00～ 11:30	
		山田産婦人科 (月1回)	月曜日 10:00～ 11:30	

●その他の障害児(者)相談

事業所名	相談内容	日時	問い合わせ先
社会福祉法人 西尾市社会福祉協議会	障害者(児)の生活全般についての 相談に応じ、福祉サービスの 利用方法や行政機関、 施設の紹介などのサポートを行う	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15	花ノ木2丁目1 (総合福祉センター内) TEL 56-5900
社会福祉法人 くるみ会 相談支援センターあると		月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:30	菱池町平池71-1 TEL 57-7644
特定非営利活動法人 ハートネット西尾 地域活動支援センター めだか工房		月～土曜日 9:00～17:00 水曜日 9:00～12:00 (いずれも祝日・年末年始は除く)	矢曾根町赤地62-1 TEL 54-6775
障害児相談支援事業所 しろばら		子どもの障害や発達の心配について 相談に応じ、利用できる支援や施設の 紹介等のサポートを行う	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00

●時間外育児相談

あいち小児保健医療総合センターでは、市町村保健センターなどが閉庁後、専門相談員が電話で相談をお受けしています。

名称	受付時間等	問い合わせ先
あいち小児保健医療総合センター(育児もしもしキャッチ)	火～土曜日(祝日・年末年始は除く)17:00～21:00	TEL 0562-43-0555

児童虐待の予防

他人事ではなく、誰もが起こす可能性がある虐待。西尾市でも年々増加傾向です。社会全体で子どもたちの成長を見守っていきましょう。

● 虐待としつけの違いとは？ ●

虐待としつけは全く違うものです。

しつけとは、子どもの自立に向け、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付けるように働き掛けることです。大人の都合や期待を押し付け、体罰や言葉で責め立てて従わせることはもちろん、発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為は「しつけのつもり」でも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。

● どうして虐待が起きるのか ●

社会的背景の中でさまざまな要因が複合的に重なり合ったときに起こりやすくなります。要因の一部を挙げてみました。

- 核家族化が進み、孤独を感じながら長時間一人で子育てをしていてストレスを感じる
- 気軽に子育てについて相談できる人がいない ● 人間関係のトラブル
- 夫婦の不和 ● 経済的な困窮 ● 親や子どもの心や体の病気 …など

児童虐待の種類

身体的虐待

- なぐる、ける、やけどを負わすなど、体に傷を与える
- 赤ちゃんを強くゆさぶる、たたく、口をふさぐ、戸外に閉め出す など

性的虐待

- 性器を触ったり、触らせたりするなど、性的行為の強要や性的暴力を行う
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体にする など

放置や養育の拒否(ネグレクト)

- 食事をさせない
- 入浴をさせない、汚れた衣服を着続けているなど、不潔のまま放置する
- 保護者以外の同居人(祖父母など)による虐待を放置する
- 車内や家に子どもだけにする
- 医療を受けさせない など

心理的虐待

- 無視する ● 言葉による脅しをする
- 子どもの存在の否定などの言葉を繰り返す
- 明らかに他のきょうだいと差別する
- 子どもの目の前で、夫婦げんかや配偶者への暴力を行う(ドメスティック・バイオレンス) など

虐待かなと思ったら迷わずご連絡ください

虐待は早期発見・早期対応が大切です。

親や子どもの心配なサインを見逃さないようにいろいろな場面で気を配るようにしましょう。通報者の秘密は守られます。

親の心配なサイン

- 地域や親族との交流がなく、孤立状態にある
- 子どもの健康や安全に対する配慮が足りない
- 心や体の病気のため、子育てが負担になっている
- 子どもを説得するつもりでも、脅迫に近い対応をする
- 体罰を肯定している
- 若い子どもだけおいて出かける

子どもの心配なサイン

- 今度いつ食べられるか分からないといった様子でガツガツと食事をする
- 体や洋服がいつも汚れていて、虫歯が目立つ
- 健診や予防接種を受けていない
- 手を上げようとしただけで、防御の姿勢を取る
- 体のあちこちに傷がある



虐待を防ぐには

保護者の方へ

- 家事や育児など、すべて完璧にやろうと思わない
- 時には子どもから離れて、自分の自由な時間を作りましょう
- いい親を演じようとしな
- 一人で悩まないで、困った時は勇気を出して助けを求めましょう
- お互いに協力し合って子育てをしましょう

地域の方へ

- 夜、子どもがふらふらしていたら声を掛ける
- 子どもの不自然な傷やおかしい表情に気付くなど「虐待かな?」と思った時には、行動や態度に注意し、家庭児童支援課に連絡する
- 親に理想を押し付ける言い方をしない
(親なんだから〜くらいして当たり前でしょ、など)
- 親が大変そうに子どもを見ていたら、一声掛けて助ける
- 子育ての悩みには、経験者が体験談をやさしく話してあげる

児童虐待に関する相談(家庭児童支援課)

所在地:市役所4階

時間:8:30~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

- 児童虐待などについて相談を受け付けます。
- 関係機関と連携を取り、調査、情報交換、情報収集をします。
- 支援が必要な家庭には関係機関と協力し、家庭訪問、制度や施設の紹介、養育支援家庭訪問などを行います。
- 緊急を要する場合は、時間外でも市役所(TEL 56-2111)庁舎警備員が電話を受けた上で、職員に連絡を取ります。または、下記の189をご利用ください。

TEL 56-3113

愛知県西三河児童・障害者相談センター (児童相談所)

所在地:愛知県西三河総合庁舎9階(岡崎市明大寺本町1-4)

時間:8:45~17:30(土・日曜日・祝日、年末年始は除く)

上記以外の時間帯で、児童に対する虐待が疑われるような緊急を要する場合も対応します。

TEL 0564-27-2779

子ども・家庭110番(電話のみ)

時間:9:00~17:00(土・日曜日・祝日、年末年始は除く)

内容:子どもの悩み電話相談です。

相談員のほか必要に応じて医師からの助言も受けられます。

〈平日〉 **TEL 052-953-4152**

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

TEL 189 お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料無料。

